

フレックスタイム制を活用しよう！

政府では働く時間と場所の柔軟化に取り組んでいます。ワークライフバランスの実現を図るために、フレックスタイム制を有効に活用しませんか。勤務時間を柔軟に調整できますのでぜひ使ってみてください。テレワークとの併用も可能です。

フレックスタイム制について

平成 28 年 4 月から、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員がフレックスタイム制を利用できます。



概要

- 希望する職員から申告があった場合、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、職員の申告を考慮して、4 週間以内の期間につき、勤務時間を割り振ることができます。
- 小学校 6 年生までの子の養育や要介護者の介護をする職員は、一般の職員より柔軟な仕組みを利用することができます。

時間割の設定方法

- 割り振り単位期間（4 週間。育児・介護職員については 1 ～ 4 週間）の中で、1 週間当たりの勤務時間数が 38 時間 45 分となるように割り振ります（4 週間の場合 155 時間）。
- 育児・介護職員については、日曜日及び土曜日に加え、週休日を 1 日設けることができます。
- 育児・介護職員については、コアタイムや、最低勤務時間を 4 時間以上とするルールが適用されない日を 1 日設けることができます（追加の週休日を設けない週のみ）。

【通常の勤務】

1 日／7 時間 45 分

【フレックスタイム制】

①一般の職員

フレキシブルタイム

コアタイム／毎日 5 時間

フレキシブルタイム

②育児又は介護を行う職員

フレキシブルタイム

コアタイム

フレキシブルタイム

毎日 2 時間以上 4 時間 30 分以下

POINT

- コアタイムは全員が勤務する必要があります。
- フレキシブルタイム（原則として 7 時～22 時）はその範囲内で、
 - ・勤務時間を早める（遅らせる）こと
 - ・1 日の勤務時間を短く（長く）して、その分他の日の勤務時間を長く（短く）すること等ができます。

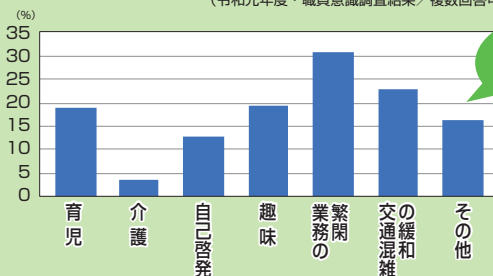
詳しくはこちら
【内閣人事局 HP】



フレックスタイム制は原則として全ての職員が利用できます。

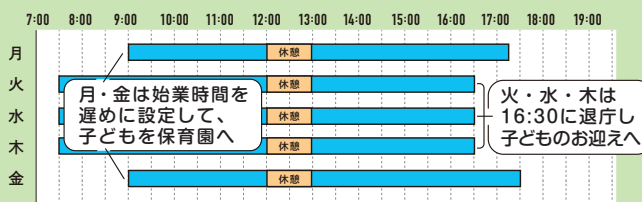
フレックスタイム制を利用した理由は？

（令和元年度・職員意識調査結果／複数回答可）



幅広い
目的での活用が
できます

フレックスタイム制の活用事例



フレックスタイム制を活用して、仕事や家庭の状況に応じて、日々の勤務時間を柔軟に設定できます。

活用事例のご紹介

自己啓発・趣味



自己啓発や趣味のためにも、フレックスタイム制を使えることを知っていますか？

勤務時間を調整して、平日に自己啓発の活動を行いたいAさんの事例

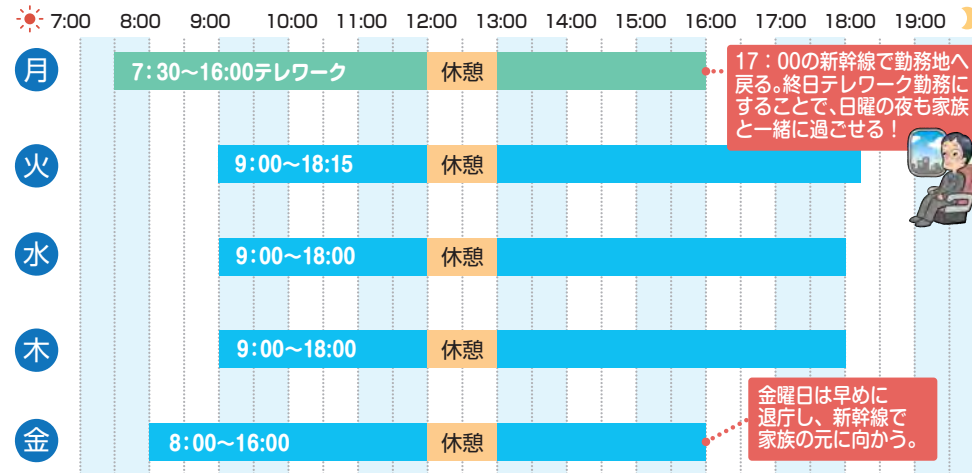


単身赴任



単身赴任中でも、家族とゆっくり過ごす時間を作れることを知っていますか？

単身赴任をしており、東京に住む家族と一緒に休日を過ごしたいBさんの事例（※テレワークと併用）

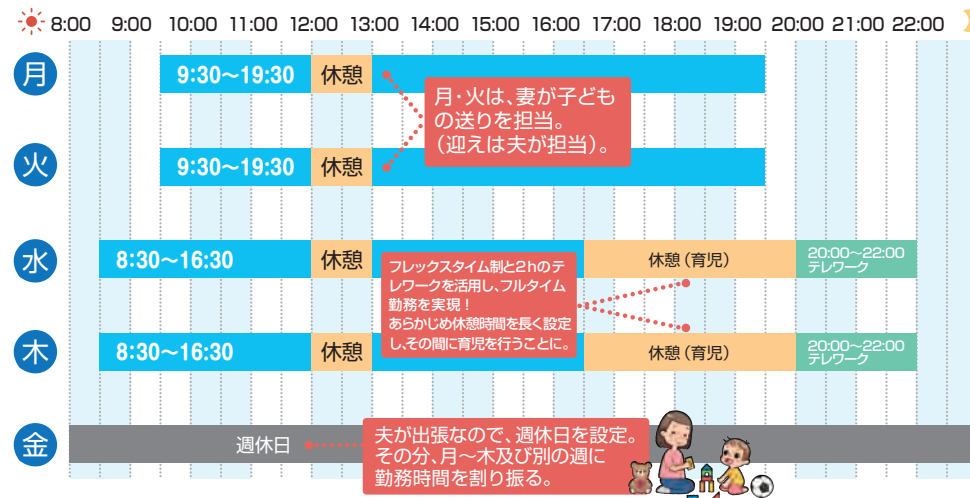


育児



テレワークと併用して帰宅後も柔軟に働けることを知っていますか？

子育て中でもフルタイム勤務を実現したいCさんの事例（※テレワークと併用）

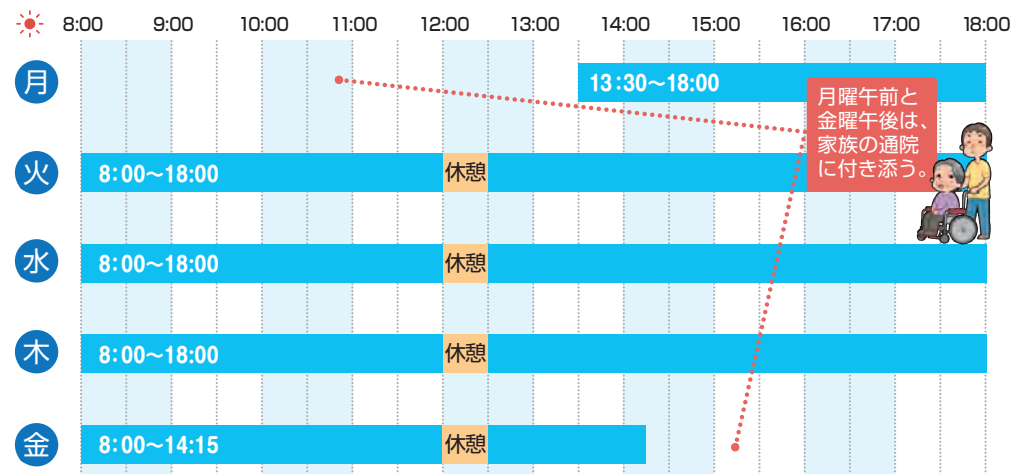


介護



育児・介護職員にはコアタイムの特例があることを知っていますか？

仕事と介護を両立したいDさんの事例（※育児・介護職員のコアタイムの特例を適用し月曜日はコアタイムに勤務をしない）



※フレックスタイム制を利用する場合の休憩時間は「30分以上」です。